

平成28年司法試験に向け司法試験委員会に対応を求めるべき事項

平成27年11月16日

司法試験出題内容漏えい問題に関する
原因究明・再発防止検討ワーキングチーム

1 司法試験考查委員の遵守事項について

これまでの「司法試験考查委員の遵守事項」においては、問題作成に従事する考查委員につき、任命された日から翌年3月31日までの間、当該年度末までに法科大学院を修了予定の学生及び法科大学院修了生に対する指導を行わないことなどが定められていたが、平成28年司法試験に関しては、法科大学院において現に指導をしている者は問題作成に従事しないこととされており、遵守事項の一部が実質的な意味を失っている。

一方で、司法試験考查委員において、試験の公正性・公平性の確保に十分留意することは特に重要なことから、司法試験委員会において、司法試験考查委員が遵守すべき事項について新たに一定の取り決めを行うとともに、司法試験考查委員に就任する者にこの取り決めを記載した書面への署名を求めるなど、これまで以上の自覚を求めるための一定の措置を講じるべきである。

2 試験等に関する情報の取扱いについて

平成28年司法試験に向け、適切な情報管理の具体的在り方について、出題に関わる情報の漏えいや流出を防止する見地などから十分な検討を行い、ガイドラインを整備して明確化するなど、これまで以上の措置を講じるべきである。